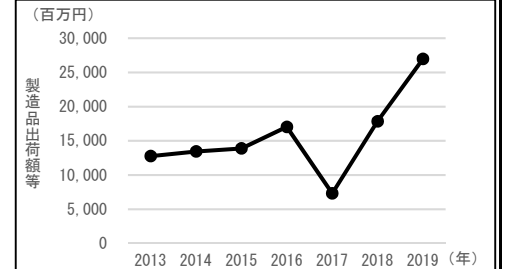


令和4年度第1回尾鷲市環境審議会であられたご意見とその対応

1 審議会であられたご意見への対応

カテゴリ	意見要旨	対応
第1章 計画の 位置づけ	第3次環境基本計画は、2030年を目標年とするSDGsを考慮して策定することだが、計画期間は2023～2032年度であり、期間中の2030年に国連がSDGsに代わる新たな目標を提示した場合は、どのように対応するのか。	ポストSDGsの動向や、国、三重県、本市の環境、経済、社会情勢を踏まえながら、計画期間中における環境基本計画の見直しについて検討してまいります。
第2章 尾鷲市の 状況	骨子案 p.6 の「4. 土地利用」に関して、山林面積が約3.7km ² 減少しているとあるが、減少分は何に変わったのか。	図の出典とした「三重県統計書」では、民有地の土地利用状況のみ公表されています。2000年と2020年を比較すると、民有地総面積が約3.8km ² 減少し、そのうち山林面積が約3.7km ² 減少しています。減少した民有地は官有地等に編入されたと想定されますが、山林面積そのものが減少したかは判断できないため、民有地を対象とした資料である旨を本文及び注釈に記載しました。
	骨子案 p.9 の温室効果ガス排出量に関して、製造業の排出量が増えているが、細かい内訳を説明してほしい。	<p>データ出典元の環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」において、地方公共団体別の温室効果ガス排出量は、都道府県別エネルギー消費量を基礎データとし、製造業は製造品出荷額等を按分指標に推計しています。</p> <p>経済産業省「工業統計調査」における尾鷲市の製造品出荷額等の推移は図のとおりで、製造品出荷額等に連動する形で温室効果ガス排出量も増減していることが確認できましたが、製造品出荷額等の変動要因については把握できませんでした。</p>



カテゴリ	意見要旨	対応
第4章 自然環境	環境省が推進する生物多様性の保全に関する取組み・30 by 30に取り組んでいる自治体は少ない。環境基本計画に盛り込むことで、対外的なアピールになり、企業誘致等にも繋がる。30 by 30についての取組みを検討してほしい。	基本的な施策「自然資源の保全と活用」に以下の取組みを記載しました。 ・「生物多様性のための30 by 30（サーティバイサーティ）アライアンス」への参加を通じて、30 by 30 目標達成に向けた直接的な保全地域の確保または保全活動の支援に取り組みます。
第4章 循環型社会	計画の方向性として、食品ロスや海洋プラスチック問題といった記載があるが、骨子案には具体的な言及がないので付け加えてほしい。	食品ロスに関する取組みは、基本的な施策「ごみ減量・資源化の推進」に具体的な取組みを記載しました。 海洋プラスチック問題に関する取組みは、基本的な施策「廃棄物の適正処理」に具体的な取組みを記載しました。
第4章 脱炭素社会	骨子案 p.24 の「進捗管理指標」の表に“温室効果ガス削減排出量（尾鷲市の市域全体）”とあるが、どういう意味か。	“温室効果ガス削減排出量（尾鷲市の市域全体）”は誤りであるため、“温室効果ガス排出量（尾鷲市の市域全体）”と修正しました。
	脱炭素社会の施策に関して、具体的で分かり易い取組内容の記載をお願いしたい。	脱炭素社会の施策に関連する取組みは、素案 p.31～32 に記載しました。
その他	環境問題を解決する中で、中小零細企業が疲弊するようなことがあってはならない。環境問題に取り組むとともに、中小零細企業の活性化についても考慮してもらいたい。	今後の市の環境問題への取組みは、ゼロカーボンシティ宣言と同様、地域経済の成長にもつなげていくことが必要であると考えております。頂いたご意見は市役所各課で共有させていただいており、今後の環境問題への取組み施策の中で充分考慮していきたいと考えております。
	尾鷲市の事業だけではなく、企業や学校、NPO等の環境に対する自主的な取組みについても把握しておく、計画策定の参考になるのではないか。	現在、他団体等の事業を積極的に把握するような制度や仕組みがないので、今後は自主的な取組みを行なっている団体や、その活動内容の把握を進め、行政計画や施策策定の参考にし、啓発や、企業、学校、NPO等との協働による活動に活かせるよう努めていきたいと考えております。

2 審議会後にいただいたご意見への対応

カテゴリ	意見要旨	対応
第1章 計画の 位置づけ	骨子案 p. 1 の「1. 世界の動向」4～5 行目は、「種の絶滅が急激に進んでいることから、生物多様性の保全および回復の取組が重要度を増しています。」としてはどうか。	「種の絶滅が急激に進んでいることから、生物多様性の損失を抑制し、回復させるための行動が重要度を増しています。」と修正しました。
第2章 尾鷲市の 状況	骨子案 p. 7 の「1. 自然環境」6～7 行目は、「これらの林地は、野鳥や昆虫など様々な生物の生息環境として極めて重要な自然環境であり、その保全および健全な森林生態系の回復が大きな課題となっています。」としてはどうか。	「これらの林地は、野鳥や昆虫など様々な生物の生息環境として極めて重要な自然環境であり、その保全・整備を通じた生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進が求められています。」と修正しました。
第3章 施策の 体系	骨子案 p. 20 の脱炭素社会の基本的な施策「気候変動への適応」を「気候変動対策（緩和・適応）」と修正してはどうか。（骨子案 p. 24 の第4章「脱炭素社会」における基本的な施策も同様）	地球温暖化の対策は、温室効果ガス排出量の削減又は植林などにより吸収量を増加させる「緩和策」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する「適応策」とに大別できます。 骨子案において、「緩和策」は基本的な施策の「資源利用の効率化」、「脱炭素に向けたまちづくり」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「森林吸収源の整備」、「環境に配慮したモビリティ対策」に該当し、それ以外の適応策を「気候変動への適応」としていることから、原案どおりとしました。
第4章 自然環境	施策目標に市街地緑化の推進を加えたらどうか。 間伐の促進、間伐資源の活用を積極的に進める。Jクレジット評価、見える化をより鮮明にする。	施策目標を「多様な主体（市民、事業者、市（行政）、NPO等）との連携により、森林や公園・緑地の適正管理・運営に努めます。」と修正しました。 間伐の促進や間伐資源の活用、Jクレジットについては具体的な取組みに記載しました。

カテゴリ	意見要旨	対応
第4章 自然環境	<p>以下の内容を施策目標に追加してはどうか。</p> <p>・生物多様性の保全上重要な地域および地域社会、経済、文化の保全上重要な里地、里山、里海においては、生物多様性の保全とともに、それを回復させる取り組みを行い、ネイチャーポジティブな地域を実現します。</p>	<p>生物多様性の保全に関する内容が骨子案と重複するため、骨子案「希少な動植物の保護に努めるとともに、野生鳥獣に対する正しい知識の普及啓発を行い、生物多様性が保全された地域づくりを目指します。」を「生物多様性の保全上重要な地域や経済的・社会的・文化的に重要な里地・里山・里海においては、生物多様性の保全とともに、それを回復させる取り組みを行い、ネイチャーポジティブな地域を目指します。」と修正しました。</p>
	<p>重点施策“●森林資源・海洋資源を活かした価値創出”について、「海辺の生物や漁業資源の生息・生育環境を創出するため、多様な生物の生息・生育地として重要な藻場、磯、砂浜などの保全と回復に努めます。」と修正してはどうか。</p>	<p>ご意見のとおり修正しました。</p>
	<p>重点施策“●森林資源・海洋資源を活かした価値創出”について、「Jクレジットによる環境価値の見える化および生物多様性に配慮した森林管理を通じて、林業の新しい価値を創出します。」と修正してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「生物多様性に配慮した森林管理及びJクレジットによる環境価値の見える化を通じて、林業の新しい価値を創出します。」と修正しました。</p>
	<p>進捗管理目標について、遠洋漁業が多い尾鷲では漁業生産量は指標として適切でない。</p>	<p>「尾鷲の漁業（令和2年）」（尾鷲市、2022年）によれば、2020年の漁業生産（属地）は、一般海面と魚類養殖を合わせて3,509トン、その内訳は定置網漁業が1,794トン（構成比51.1%）、魚類養殖が1,080トン（同30.8%）、まぐろ延縄が231トン（同6.6%）で、漁業生産量の約8割が定置網漁業と魚類養殖で占められています。</p> <p>骨子案の進捗管理指標「漁業総生産量の三重県に占める割合」は、漁業生産量の内訳を考慮した上で、「第7次尾鷲市総合計画」における“水産業が維持できるまちを目指すための指標”を引用しています。</p>

カテゴリ	意見要旨	対応
第4章 生活環境	進捗管理指標について、耐震診断率より、耐震化率の向上など、より実効性のある指標はないか。	<p>「尾鷲市建築物耐震改修促進計画【第二次計画】」（尾鷲市、2022年）において、住宅の耐震化率は2020年度推計値の65.6%から2025年度目標で70%以上にすることとしています。現時点では2025年度以降の目標値は設定していません。</p> <p>本市が実施する木造住宅耐震事業では、無料耐震診断とともに、補強設計・補強工事にかかる費用の補助を実施しており、木造住宅の耐震診断率も進捗管理の把握に有効な指標と考えております。</p>
第4章 脱炭素社会	<p>骨子案 p.24 の「進捗管理指標」に示される”温室効果ガス削減率（尾鷲市の事務・事業）”は、国の「地球温暖化対策計画」の2013年度比の削減率（削減目標率）に合わせて、再度、数字を見直す必要があると考える。</p> <p>例えば、削減率を“-46.0%（2031年度）”としてはどうか。</p>	<p>骨子案でお示しした”温室効果ガス削減率（尾鷲市の事務・事業）”の目標値は、本市の最上位計画である「第7次尾鷲市総合計画」における「目指す姿の達成状況を測る主な指標」を引用しています。</p> <p>尾鷲市の事務・事業に係る温室効果ガス削減率については、「第7次尾鷲市総合計画」における見直し（「後期基本計画」の開始時期：2027（令和9）年度）や今後の社会情勢の変化を踏まえた上、「第3次尾鷲市環境基本計画」の見直し段階で適切な目標を検討してまいります。</p>
	骨子案 p.24 の「進捗管理指標」に示される”温室効果ガス削減排出量（尾鷲市の市域全体）”は、国の「地球温暖化対策計画」の2013年度比の削減率（削減目標率）に合わせて、数字を見直す必要があると考える。	<p>“温室効果ガス削減排出量（尾鷲市の市域全体）”は誤りであるため、“温室効果ガス排出量（尾鷲市の市域全体）”と修正しました。</p> <p>また、現状及び目標の欄に2013年度排出量（166千トンCO₂）からの削減率を追記しました。</p> <p>現状：145千トンCO₂（2013年度比 -12.6%）（2019年度） 目標：85千トンCO₂（2013年度比 -48.9%）（2030年度）</p>

カテゴリ	意見要旨	対応
その他	<p>「資料①第3次尾鷲市環境基本計画の策定について」計画の方向性（案）の一つを“「<u>気候変動対策（緩和・適応）</u>」、「<u>生物多様性の損失</u>」、「<u>食品ロス</u>」、「<u>海洋プラスチックごみ問題</u>」など」新たな環境課題に対応”としてはどうか。</p>	<p>資料①は「第2次尾鷲市環境基本計画」（2013年3月策定）後に顕在化した新たな環境課題を抽出したもので、「第2次尾鷲市環境基本計画」策定前から対策が講じられていた「緩和策」や「生物多様性の損失」については記載していませんが、「第3次尾鷲市環境基本計画」においても「緩和策」や「生物多様性の損失」に対する課題には引き続き対応してまいります。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「気候変動適応法」施行：2018年12月 ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行：2019年10月 ・「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」採択：2019年6月